

【平成 24 年度『税に関する標語』 上段：市長賞 人見光哉さん(五井中)の作品 下段：教育長賞 赤松美帆さん(ちはら台南中)の作品】

# 税金特集

## 『税金で花咲く未来 かなう夢』 『納税はみんなができる 国づくり』

税金は、住みよいまちづくりを進めるための大切な財源です。福祉や教育、土木など、幅広い事業に使われています。今回、市・県民税の申告や所得税の確定申告、固定資産税の納税方法などについてお知らせします。

### 市・県民税

【申告期間】 2 月 18 日(月)～ 3 月 15 日(金)

申告・問合せ先 市民税課 ☎ 9811

#### 申告書の入手方法

市民税課や支所、受付会場にあります。昨年、市・県民税の申告をした人には郵送します。

#### 申告が必要な人

表 1 のとおり  
なお次に該当する人は申告する必要はありません。

(1)平成 24 年分の所得税の確定申告書を提出する人

出する人  
(2)給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出され、給与以外の所得がない人(勤務先で給与支払報告書の提出の有無を確認してください。)

#### 申告に必要な物

表 2 のとおり

#### 注意事項

(1)申告期限の間近は大変混み合います。

早めに申告しましょう。  
(2)公営住宅入居者、幼稚園・保育園の入所関係で所得・税額証明書などが必要な人と国民健康保険加入者(申告不要の人を除く)は、必ず期間内に申告してください。  
(3)年の途中で転出・転入された人は、平成 25 年 1 月 1 日現在に住居していた市町村に申告することとなります。

表 1 申告が必要な人(1 月 1 日現在、市内に住んでいて、次に該当する人)

(1)	平成 24 年中に営業や農業、不動産などの収入があった。
(2)	給与所得者で次のいずれかに該当する。 ■勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない(勤務先で提出の有無を確認してください)。 ■給与所得以外の所得(営業や農業、不動産など)があった。 ※所得税の確定申告は、通常、給与所得以外の所得の合計額が 20 万円以下のときは必要ありませんが、市・県民税については申告が必要です。 ■源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けようとしている。
(3)	1 月 1 日現在、市内に住所はないが事業所や事務所、家屋がある。

(4)	公的年金等を受給している人(公的年金等の合計収入が 400 万円以下で確定申告が不要な人を含む)で、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けようとしている。
(5)	平成 24 年中に所得がなく、次のいずれかに該当する。 ■誰にも扶養されていないか、別世帯の人に扶養されている。 ■融資や扶養認定、公営住宅入居、保育所・幼稚園入所のため、所得・税額証明書を取得する。 ■国民健康保険や介護保険、国民年金に加入している。 ■児童扶養手当、子ども医療費助成、高齢福祉年金、高額療養費などを受ける。

表 2 申告に必要な物

(1)	申告書	(2)	印鑑(認印)
(3)	平成 24 年中の所得が分かる書類 ①給与所得者=源泉徴収票や給与支払者の証明書など ②営業所得者=売上(収入)帳簿や経費が分かる書類など ③年金所得者=源泉徴収票のはがき ④その他の所得者=収入や経費が分かるもの	(4)	下記の所得控除を受けるときは、次の書類 ①医療費控除=医療費の領収書 ②社会保険料控除=生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金控除=各種証明書や領収書 ③障害者控除=障害者手帳など障がいの程度が分かる書類 ④配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除=控除される人の所得が分かる書類など

### 所得税・消費税

【申告期間】 所得税 = 2 月 18 日(月)～ 3 月 15 日(金)、消費税 = 1 月 4 日(金)～ 4 月 1 日(月)

#### 確定申告が必要な人

- (1)事業所得や不動産所得がある。
- (2)給与所得があり、次のいずれかに該当する。
  - ①給与収入が 2000 万円超
  - ②給与所得以外の所得が 20 万円超
  - ③給与の支払いを 2 カ所以上から受けている。
  - ④外国の在日公館に勤務するなど、源泉徴収されないことになっている。
- (3)公的年金等に係る雑所得の所得税額が増額が生じる人(ただし、公的年金等の合計収入が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下の人を除く)

#### 確定申告をすれば税金が戻る人

(1)給与所得者などで、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることができる。

- (2)公的年金等に係る雑所得から源泉徴収された税金が納め過ぎになっている。
  - (3)会社を中途退職し、年末調整を受けず、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている。
- パソコンで申告書を作成**  
確定申告書の作成会場(税務署や市役所など)では、パソコンによる申告を推進しています。昨年、申告会場のパソコンにより申告書を送信した人は、税務署から送付された『利用者識別番号の通知書』を持参してください。土地・建物・株式などの譲渡取得などの複雑な申告は、千葉南税務署に相談してください。

問合せ先

千葉南税務署(千葉市中央区蘇我 5-9-1) ☎ 043(261)5571

### 軽自動車税

#### バイク・軽自動車に乗らなくなったら手続きを

軽自動車税は、4 月 1 日現在の所有者(または使用者)に課税されます。次のようなときは、廃車手続きや名義変更手続きが必要です。  
■廃車手続き  
①市外に転出した。②車両を市外の人に譲った。③盗難などで車両がなくなった。

手続き・問合せ先

(1)原動機付自転車・小型特殊自動車=納税課 ☎ 9810、支所 (2)軽二輪車・二輪の小型自動車=千葉運輸支局袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎ 050(5540)2025 (3)三輪と四輪の軽自動車=軽自動車検査協会袖ヶ浦支所 ☎ 0438 ☎ 2844

- 名義変更手続き  
①車両を市内の人に譲った。  
②所有者が死亡し、家族が車両を相続した。

**申告期限**  
(1)新たに取得したか申告内容に変更が生じたとき = 15 日以内、(2)廃車や譲渡したとき = 30 日以内

#### 注意事項

車検の有効期間が満了していても、廃車手続きをしない限り課税され続けます。

### 固定資産税

問合せ先 固定資産税課 ☎ 9812

#### 固定資産税とは

毎年 1 月 1 日現在、固定資産(土地や家屋、事業に使う機械・備品・構築物などの償却資産)を所有する人が、それらの資産がある市町村に納める税金です。税額は課税標準額(※ 1)に税率を乗じて決定されます。詳しくは下表のとおりです。  
土地・家屋が市街化区域(※ 2)にあるときは、都市計画税(※ 3)も併せて納めます。

- ※ 1 固定資産課税台帳に登録された価格(原則)。土地については、負担調整措置や住宅用地の課税標準の特例措置が適用されることがあります。
- ※ 2 都市計画法により指定された、すでに市街地を形成しているか、これから市街地を作る必要がある区域
- ※ 3 都市計画事業や土地区画整理事業に必要な費用に充てるための税金

#### 納税方法

市から郵送される納税通知書で納めてください(口座振替可)。平成 25 年度

#### 固定資産税の納税義務者、税額など

納税義務者	土地・家屋 登記簿または補充課税台帳に所有者として登記・登録されている人(所有者として登記・登録されている人が 12 月 31 日以前に死亡しているときなどは、1 月 1 日現在で実際に所有している人)	評価の方法	土地 公示価格などを基に、区域・地目別に定められた評価方法により評価
	償却資産 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人		家屋 再建築価格(評価時点でその家屋と同一のものを建てたときの建築費用)を基に、経年減点補正を行い評価
税額	固定資産税 課税標準額 × 1.4/100	同一人が市内に所有する土地や家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額(土地なら土地の合計額)が下記の金額(免税点)に満たないときは、それぞれの固定資産税は課税されません。	取得後の経過年数に応じた減価により評価
	都市計画税 課税標準額 × 0.3/100		

の納税通知書は 4 月上旬に発送する予定です。

#### 課税明細書の確認を

納税通知書には『課税明細書』が付いています。土地・家屋の所在地や面積、評価額などが記載されています。

#### 縦覧制度の利用を

市内の他の土地や家屋の評価額と比べて、自分の土地や家屋の評価額が適正かどうかを判断するために、納税者は土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を見ること(以下『縦覧』)ができます。次回縦覧日時・場所 = 4 月 1 日(月)～ 30 日(火)(土・日曜、祝日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時)・固定資産税課

**償却資産の申告を忘れずに**  
市内で事業を営み(平成 25 年 1 月 1 日現在)、未申告の人は至急申告してください。

**耐震改修などをした住宅への減額措置**  
耐震やバリアフリー、省エネルギーの改修工事をした住宅には減額措置があります。

耐震やバリアフリー、省エネルギーの改修工事をした住宅には減額措置があります。

#### 事業者の皆さんへ(特別徴収・eLTAX の案内)

#### 特別徴収への対応を

給与の支払いを受けている人の住民税の納付は、原則として給与支払者が給与から特別徴収(天引き)することが法定されています。まだ行っていない事業者は早急に対応してください。

#### eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用を

給与支払報告書などによる申告・申請について、電子申請ができます。詳しくは地方税ポータルセンターのウェブサイト(☎ http://www.eltax.jp/)で確認してください。

問合せ先 市民税課 ☎ 9811

#### 『税に関する標語』の入賞者

市では『税に関する標語』を市内の中学 2 年生から募集しました。入賞者などは次のとおりです。《敬称略》  
市長賞 人見光哉(五井中) 教育長賞 赤松美帆(ちはら台南中) 優秀作品賞 水野紗希(有秋中)、大童蘭(姉崎東中)、小宮夕佳・久保仁香(国

分寺台中)、丸山友梨(五井中)、阿部晶平(東海中)、小野紀子(湿津中)、稲毛結奈(姉崎東中)、若菜泰和(南総中)、栗下春佳(若葉中) 学校賞 南総中学校  
2 月 18 日(月)から 3 月 1 日(金)まで、市役所 1 階エレベーターホールで入賞作品を展示します。

問合せ先 納税課 ☎ 9810

### 納税

問合せ先 納税課 ☎ 9810

#### 市税の納期を忘れずに

平成 25 年度		市税納期一覧表	
月	税の種類	月	税の種類
4	固定資産税 1 期	10	市・県民税 3 期
5	軽自動車税	11	—
6	市・県民税 1 期	12	固定資産税 3 期
7	固定資産税 2 期	1	市・県民税 4 期
8	市・県民税 2 期	2	固定資産税 4 期
9	—	3	—

平成 25 年度の市・県民税と固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税の納期は右表のとおりです。納期を過ぎると、延滞金が掛かることがあります。また未納の状態が続くと、延滞金もかさみ負担が大きくなるばかりではなく、法に基づき、市が『差し押さえ』などの滞り処分を行うこととなります。

#### 納税相談を利用してください

納税相談は随時行っています。次のような事情で納期内に市税を納付できないときは、納税課に相談してください。

- ①盗難や震災、火災などに遭った。
- ②納税者本人が生計を同じくする親族が病気・負傷した。
- ③納税者が事業を廃止・休止した。
- ④納税者が事業で著しい損失を受けた。

#### 休日に納付するときは

納付書が使用期限内のときは、コンビニエンスストアで納付できます。納付書を紛失したときや使用期限が過ぎたときなどは、第 1・3 日曜日(午前 8 時 30 分～午後 5 時)に納税課で納付できます。

#### 二重納付に注意してください

領収書を大切に保管し、二重納付にならないよう気を付けてください。

#### 納付は便利な口座振替で

#### 【手続き方法】

金融機関(銀行や農協など)や郵便局で納税通知書と通帳、届出印を持参し、手続きをしてください。振替することができる税の種類は、市・県民税(特別徴収以外)と固定資産税(土地・家屋、償却資産)、軽自動車税です。

#### 【口座振替 Q&A】

- Q 残高不足などで振替ができないときは?
- A 納税課に問い合わせください。納付書を送ります。
- Q 金融機関や振替口座を変更したいときは?
- A 新たに振替をする口座のある金融機関や郵便局に、口座振替依頼書を提出してください。旧口座の解約手続きは不要です。ただし手続きに 2～3 カ月程度掛かりますので、その間に納期があるときは旧口座で振替となります。
- Q 自分の税金を妻や親、子ども名義の口座から振替は可能?
- A 可能です。口座振替依頼書記入時に本人の名前を納付義務者の欄に記入し、口座名義人の欄に妻や親、子どもの名前、口座番号などを記入してください。
- Q 手続きをすればすぐに振替が始まるの?
- A 手続きから振替開始まで 2～3 カ月程度かかります。そのため平成 25 年度固定資産税第 1 期分については、振替手続きが間に合いません。今からの手続きでは、第 2 期以降の振替となります。手続き後、市から送られる振替開始通知書で振替の開始時期を確認してください。
- Q 口座振替後、すぐに納税証明が必要なときは?
- A 振替日から 2 週間以内に納税証明・完納証明が必要なときは、通帳に記帳の上、市民課か支所へ持参してください。
- Q 各税目の通知書番号ごとに振替口座を分けることは可能?
- A 税目ごとに分けることは可能ですが、固定資産税の個人分のみ、共有分のみで分けることはできません。軽自動車税も、所有する全ての軽自動車と同じ口座で振替となります。
- Q 過年度分など随時に課税された分も口座振替できるの?
- A できません。送付された納付書で納めてください。

